

障害者福祉施策、児童福祉施策の 最新の動向等について

R7 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修
山梨県福祉保健部障害福祉課

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成の現状及び課題

- 現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めていない。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず受講者の質の担保が困難であることや、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されている。
(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)
- 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。
(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)
- 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。

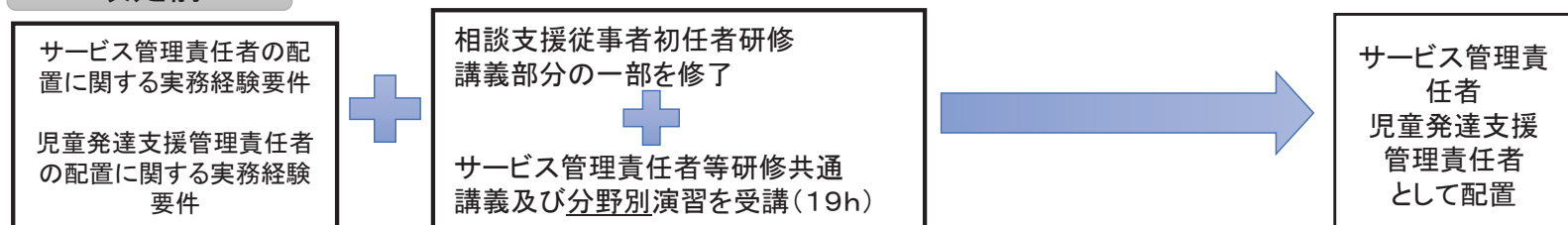


- 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施している厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発に取り組んでいる。

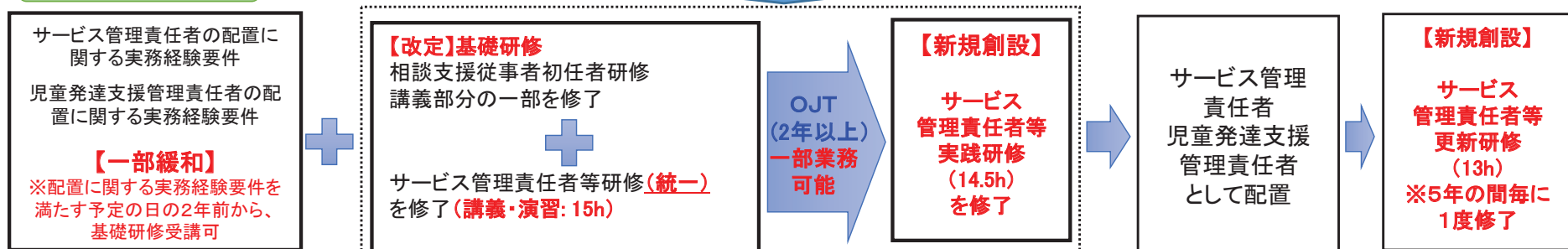
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

改定前



現行 H31(R1)年度～



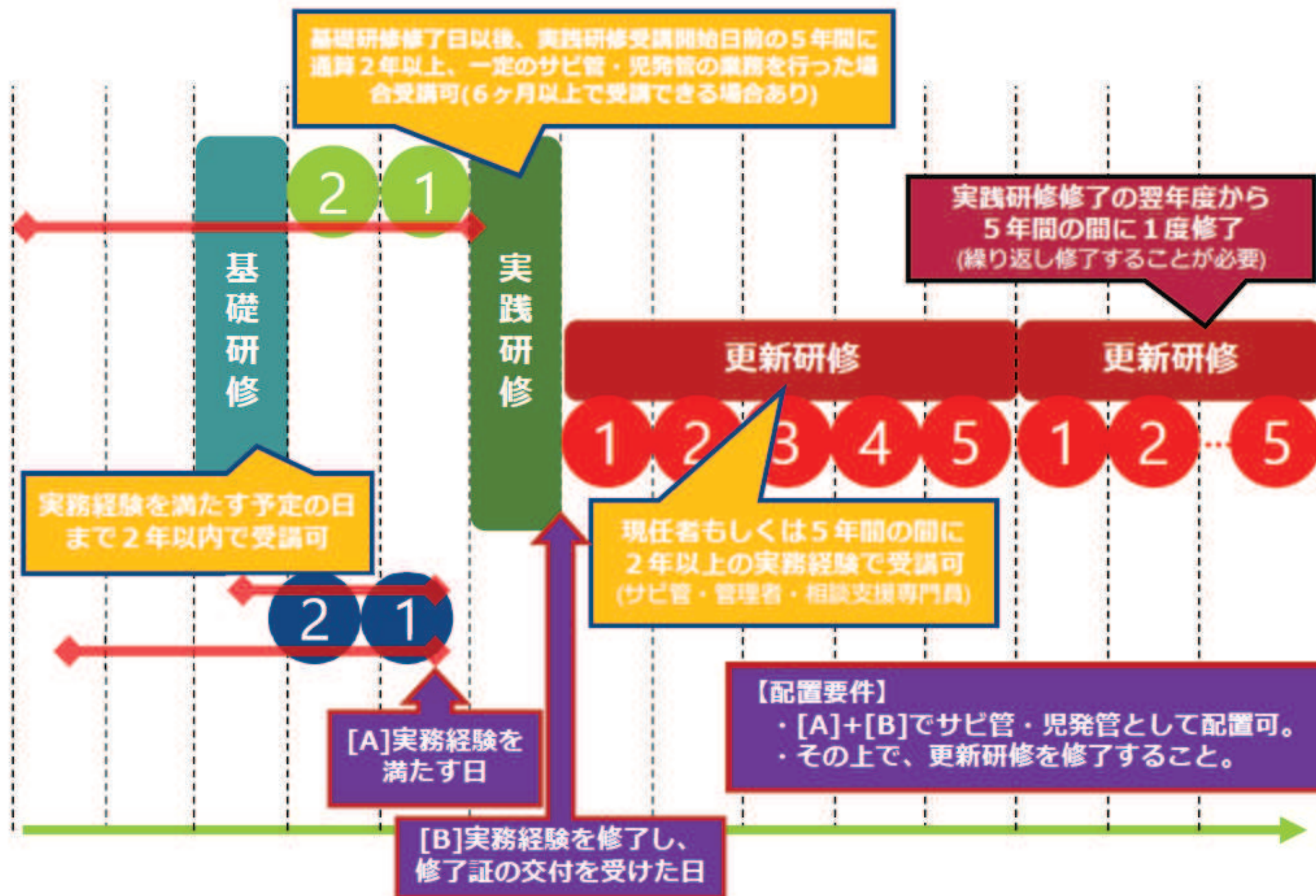
(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している

【新規創設】

専門コース別研修

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※3	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示ーイ(1)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		b 更生相談所(身体・知的)、児童相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設において相談支援の業務に従事する者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			
	(二) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示ーイ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		5年以上	8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			

※1 上記(一)の相談支援の業務及び上記(二)の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に3年以上従事している者(国家資格の期間と相談・直接支援業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士、公認心理師の資格をいう。

※3 上記(二)の直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格保有者※ ¹	有資格者※ ³	それ以外の者
障害児者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ〕	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			
	ロ 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示ロ～ホ〕	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		5年以上	8年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			

※1 上記イの相談支援の業務及び上記ロの直接支援業務に従事する者で、国家資格等※²による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・直接支援業務の期間が同時期でも可）

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理師の資格をいう。

※3 上記ロの直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済者について(注)

注)相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を修了に加え
サービス管理責任者等研修共通講義及び分野別演習を受講している者

サービス管理
責任者等研修
(旧体系)
修了

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について ※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

＜配置に関する実務経験要件＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務

※基礎研修修了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

配置時の取扱いの緩和等について

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

各障害福祉サービス事業所管理者
各障害児通所・入所施設管理者



殿

山梨県福祉保健部障害福祉課長
(公 印 省 略)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格要件について（通知）

日頃から、本県の障害者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、現在、令和 6 年度障害福祉サービス事業所等の運営指導及び業務管理体制確認検査を実施しているところですが、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サビ管・児発管」）として従事している方が実践研修や更新研修など受講する必要がある研修を受けていないために、サビ管・児発管が欠如している状態の事業所が複数見受けられました。

サビ管・児発管が欠如している状態では、サビ管・児発管欠如減算に加えて、資格要件喪失後に作成した個別支援計画についても個別支援計画未作成減算が適用されることから、事業所や法人の運営に支障をきたす恐れがあります。（両方の減算に該当する場合は、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算が適用されます。）

つきましては、貴事業所等の現任のサビ管・児発管の要件について再度御確認のうえ、要件を欠いている状態であると判明した場合は速やかにその旨御連絡いただくとともに、研修を受講するようお願いします。

なお、今年度分の本県の更新研修は既に終了しており、実践研修は最終回の受講の申し込みを締め切っているため、来年度開催の研修を受講していただくか、他都道府県で実施する研修を確認の上で受講してください。

【特に留意が必要な事例】

- 令和 1 年よりも前に旧体系のサビ管・児発管研修を受けた方
→令和 1 年～5 年の間に更新研修を受講している必要があります。
- 令和 1～3 年に基礎研修を受けた方で、基礎研修受講時点でサビ管・児発管としての実務経験を満たしている場合
→受講から 3 年間はサビ管・児発管として配置可能。その間に実践研修を受講する必要があります。

※本件に関するお問い合わせにつきましては、メールで行ってください。

（問い合わせ先）
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1－6－1
山梨県福祉保健部障害福祉課
（人員配置・運営基準に関すること）施設支援担当
（サービス管理責任者等研修制度に関すること）地域生活支援担当
e-mail : shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④**(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件④**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

- ② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

実務経験要件

実務経験④

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験④ (OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新 配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験④ (OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上) 【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

(具体的な業務内容)
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理
責任者等として
配置可
(5年毎に要
更新)

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている（又は予定）

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
（ただしOJT期間は2年以上必要）

いいえ

OJT期間は2年以上必要
（内容は相談支援又は直接支援の業務で可）

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

② やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

要件①

実務経験要件

実務経験

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

新

研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如
以前に修了済み

要件②

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、**1年間** サービス管理責任者等とみなして従事可能（現行どおり）

サービス管理責任者等が欠如する以前から
当該事業所に配置されている者

要件③

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）
サービス管理責任者等とみなして従事可能 **【新規】**

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件（**実践研修まで修了**）を満たす必要あり

※上記のとおり、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所において、一定の要件を満たす者をサービス管理責任者としてみなし配置が可能であるが、あくまで「みなし配置」であることに留意。

サービス管理責任者等の欠如について
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で
既に基礎研修を修了済みである

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は1年間

はい

サービス管理責任者等の欠如時以前から
当該事業所に配置されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は1年間

はい

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）
みなし配置可能